

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務手続に関する
規程

(制定：令和4年12月1日 和歌山県公安委員会規程第15号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務手続に関する規程
を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務手続に関する
規程

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務取扱規程（平成29年和歌山
県公安委員会規程第6号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律
第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施
行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）、遊技機の
認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技
機規則」という。）その他関係法令（以下「法等」という。）に規定する和歌山県公安
委員会（以下「公安委員会」という。）が行う事務の手続について定めることを目的と
する。

(許可条件の付加又は変更の通知方法)

第2条 法第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により許可
条件を付し、又は変更するときは、許可条件を付し、又は変更をする営業所の営業者又
はその代理人（以下「営業者等」という。）に対して許可条件付加・変更通知書（別記
様式第1号）を交付して行うものとする。

(承認及び不許可等の通知方法)

第3条 施行規則第11条（第26条第3項、第79条又は第94条第3項において準用する場
合を含む。）、第16条第1項（第22条、第84条又は第90条において準用する場合を含む。）、
及び第16条第2項（第22条、第84条又は第90条において準用する場合を含む。）の規
定による通知は、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に対して、次の各
号に掲げる通知の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を交付して行うもの
とする。

- (1) 施行規則第11条（第79条において準用する場合を含む。）の通知 不許可通知書（別
記様式第2号）
- (2) 施行規則第16条第1項（第84条において準用する場合を含む。）の通知 承認通知
書（別記様式第3号）
- (3) 施行規則第16条第2項（第84条において準用する場合を含む。）の通知 不承認通
知書（別記様式第4号）
- (4) 施行規則第22条又は第90条において準用する第16条第1項の通知 構造・設備変更
承認通知書（別記様式第5号）
- (5) 施行規則第22条又は第90条において準用する第16条第2項の通知 構造・設備変更
不承認通知書（別記様式第6号）
- (6) 施行規則第26条第3項又は第94条第3項において準用する第11条の通知 不認定通
知書（別記様式第7号）

(遊技機の認定又は検定申請に係る補正要求)

第4条 遊技機規則第1条の2の規定により認定申請に係る補正を求めるときは、申請者等に対して認定申請補正要求書(別記様式第8号)を交付して行うものとする。

2 遊技機規則第7条の3の規定により検定申請に係る補正を求めるときは、申請者等に対して検定申請補正要求書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

(検定の公示)

第5条 遊技機規則第9条第1項の規定による公示は、公安委員会の掲示場(和歌山市小松原通一丁目1番地1和歌山県警察本部庁舎前)に公示書(別記様式第10号)を掲示して行うものとする。

(管理者の解任勧告)

第6条 法第24条第5項(第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により管理者の解任を勧告するときは、当該管理者に係る営業所の営業者等に対して管理者解任勧告書(別記様式第11号)を交付して行うものとする。

(不利益処分のお知らせ)

第7条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号の規定による指示は、指示書(別記様式第12号)により行うものとする。

2 法第8条、第10条の2第6項(これらを第31条の23において準用する場合を含む。)、第26条、第30条、第31条の5第1項及び第2項、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2並びに第35条の4第2項及び第4項第2号の規定による許可若しくは認定の取消し又は営業の停止若しくは廃止命令は、不利益処分決定通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

3 法第31条の10及び第31条の11第2項第2号の規定による措置命令は、措置命令書(別記様式第14号)により行うものとする。

4 法第42条の規定による通知は、営業停止通知書(別記様式第15号)により行うものとする。

(自動公衆送信装置設置者に対する勧告)

第8条 法第31条の9第2項の規定による勧告は、自動公衆送信装置設置者に対する勧告書(別記様式第16号)により行うものとする。

2 法第31条の9第3項の規定による総務大臣への協議は、勧告に関する協議書(別記様式第17号)により行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第9条 法第37条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、営業者等に対して報告・資料の提出要求書(別記様式第18号)を交付して行うものとする。

(本部長への委任)

第10条 法等の施行に必要な手続等の細部の事項については、この規程に定めるほか本部長が別に定める。

(別記様式省略)